

新型コロナウイルス感染症への対応のため、医療関係職種等の各学校、養成所及び養成施設等における実習等の授業の弾力的な取扱いに関連して、厚生労働省所管の保健師助産師看護師養成所における臨地実習の具体的な取扱い等について、参考までにお知らせします。

事務連絡

令和2年6月23日

保健師助産師看護師養成課程を置く

各国公立大学

国公立短期大学（短期大学部） 御中

文部科学大臣指定学校（専修学校）

文部科学省高等教育局医学教育課

新型コロナウイルス感染症の発生に伴う看護師等養成所  
における臨地実習の取扱い等について（周知）

新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、医療関係職種等の各学校、養成所及び養成施設（以下「学校養成所等」という。）に在学中の学生及び生徒（以下「学生等」という。）の修学等に不利益が生じることがないように、学校養成所の運営等については、令和2年2月28日付事務連絡及び同年6月1日付事務連絡により、その取扱いを周知しているところですが、看護師等養成所に対しては、厚生労働省医政局看護課より、同年6月22日付で具体的な対応方法について、添付のとおり事務連絡が発出されたところですので、参考までにお知らせいたします。

【担当】文部科学省高等教育局医学教育課

電話：03-5253-4111（代表）

（内線：2906（看護教育係））

事 務 連 絡  
令和 2 年 6 月 22 日

都道府県衛生・医務主管部（課） 御中

厚生労働省医政局看護課

新型コロナウイルス感染症の発生に伴う  
看護師等養成所における臨地実習の取扱い等について

各都道府県におかれましては、今般の新型コロナウイルス感染症に伴う看護師等養成所（以下「養成所」という。）に関する指導について「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う医療関係職種等の各学校、養成所及び養成施設等の対応について」（令和 2 年 2 月 28 日付け事務連絡）【参考 1】及び、「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う医療関係職種等の各学校、養成所及び養成施設等の対応について」（令和 2 年 6 月 1 日付け事務連絡）（以下「2 月 28 日付け事務連絡」という。）【参考 2】に基づき対応していただいているものと承知しています。

5 月 27 日に新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が全面解除となり、地域によっては、実習施設の学生の受入れも再開している一方、医療提供体制の維持及び感染予防の観点から、引き続き、実習施設の学生の受入れ制限に伴い、実践活動の場（以下「臨地」という。）における実習時間の短縮や実習中止等の対応が長期化することが想定されます。

看護基礎教育における臨地実習は、知識・技術を看護実践の場面で適用し、看護の理論と実践を結びつけて理解する能力を養う場として重要であり、その教育時間は看護基礎教育の多くを占めていることから、特に、臨地における学修の担保ができない場合の対応について、疑義が生じていることと存じます。

つきましては、新型コロナウイルス感染症の発生に伴う看護師等養成所における臨地実習の取扱いについて改めて示すこととしました。

各都道府県におかれましては、内容をご了知の上、各地域の実状に応じて、貴管内の養成所における実習再開に向けた指導及び実習中止に伴う対応等について指導をお願いします。

また、本事務連絡は、地方自治法（昭和 22 年法第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

## 記

### 1. 新型コロナウイルス感染症の発生に伴う臨地実習の取扱いについての基本的な考え方

新型コロナウイルス感染症の発生に伴う臨地実習の取扱いについては、各教育課程の進度を踏まえ、実習を実施する時期の後ろ倒し等、教育計画の変更を検討すること。検討の際には、知識及び技術習得の順序性に留意すること。

### 2. 実習施設において学生の受入れが可能となった場合

#### (1) 実習の計画について

実習施設において学生の受入れが可能となった場合は、実習施設と調整し必要な感染予防策を講じた上で、可能な限り臨地での実習を実施すること。その際、感染を予防し、実習施設の負担を抑える観点から、実習内容を精査し、学生が臨地に滞在する時間が必要最小限となるよう計画すること。

計画にあたっては、「母性看護学実習及び小児看護学実習における臨地実習について」（平成27年9月1日付け事務連絡）【参考3】において示している臨地実習を充実させることを目的とした学習の例を参考にすること。

例えば、対象との関係構築のためには、臨地における連続した実習時間の確保が望ましいが、実習施設の状況により困難な場合は、臨地での実習の前後に、学内において対象の理解を深めるような演習を実施するなど、臨地に滞在する時間が短縮されても学修目標が達成されるよう計画すること。

#### (2) 多様な場における支援等の活動を利用した学習について

地域で生活する高齢者や障がい者等への支援等の看護実践の場以外の多様な場における支援等の活動を利用した学習を実習時間に含めて差し支えないこと。その際は、学習の目的、内容及び時間数を実習指導要綱等で明確にし、活動の前後の事前学習及び振り返りを十分に実施すること。

活動の例：

- ・地域で生活する孤立・孤独が心配な方への社会参加支援
- ・高齢者や若者(子ども)、障がい者との交流の場づくり 等

### 3. 保健師養成所における取扱い

保健師養成所の公衆衛生看護学実習について、保健所及び市町村での実習時間や継続した指導の時間が短縮された場合は、地区診断等を活用し、地域で生活している人々に対する理解を深めた上で、健康危機管理に関する学修の観点から、新型コロナウイルス感染症に関連する活動を実習時間に含めて差し支えないこと。こうした活動を活用した学習についてはその目的を明確にし、実習計画に位置づけること。加えて活動の前後の事前学習及び振り返りを十分に実施すること。

#### 4. 助産師養成所における取扱い

助産師養成所における助産学実習については、分べんの取扱いを学生1人につき10回程度行わせることとしている。

分べん数の確保が困難である場合については、「東日本大震災の発生に伴う医療関係職種の受験資格及び学校養成所の運営等に係る取扱いについて」（平成23年4月5日付け事務連絡）【参考4】において「学生が2人1組で実習を行うなど、弾力的に実施して差し支えないこと。」や「看護師等養成所の運営に関する指導ガイドラインについて」（平成27年3月31日医政発0331第21号）（以下、「ガイドライン」という。）において「分べんについては分べん第1期のアセスメント及び支援ができ、分べん介助の途中で吸引分べん、鉗子分べんに移行した場合は、1回の分べんとして算入して差し支えないこと。」と記載のある通り取り扱うこと。

加えて、ガイドラインにおいて示している別表12「助産師に求められる実践能力と卒業時の到達目標と到達度」に照らして適切に学習の評価をし、学生の到達度に応じて、分べん介助シミュレーターや紙上事例等を組み合わせて学習すること等により必要な知識及び技能を修得できるようにすること。

#### 5. 看護師養成所及び准看護師養成所における取扱い

最終学年において、臨地での実習時間が全く確保できない教育内容が生じた場合は、学生が既に臨地実習における学修を経験していることに鑑み、当該教育内容における実習目標を踏まえて、3事例程度設定し、専任教員又は実習指導教員の指導の下に、当該事例を用いた看護過程の展開を通して学修することとして差し支えないこと。この場合に用いる事例は、模擬患者や紙上事例等が考えられる。看護過程の展開を通じた学修が、当該実習目標に対する評価を満たし、臨地における学修に相当する教育効果を十分に挙げられる場合に、当該教育内容を修了したとして差し支えないこと。

#### 6. 留意点

- (1) 本事務連絡における臨地実習の取扱いは養成所における教育内容の縮減を認めるものではないことから、必要な教育が行われるように特段の配慮をお願いしたいこと。
- (2) 実習計画を見直した場合も、ガイドラインにおいて示している「求められる実践能力と卒業時の到達目標と到達度」に照らし、学生の学修状況についての評価を実施すること。
- (3) 臨地における実践は、対象の特性にあわせて看護技術を実践する機会であることから、学内での演習により代替する場合は、シミュレーション機器や模擬患者等を用いて、日々変化する患者の状態をアセスメントする演習や、学生同士による実技演習、患者とのコミュニケーション能力を養う演習等、可能な限り臨地に近い状況の設定をし、演習を行うこと。
- (4) 技術演習に限らず複数人を対象とする演習の際は、集団感染防止に係る3

つの条件、いわゆる「3つの密」（密閉空間、密集場所、密接場面）を避けた環境を整備し、感染予防策として、個人の感染予防の徹底や、人数、演習時間等に留意し実施すること。

#### 7. 実習施設等の変更の承認又は届出

保健師助産師看護師法施行令第13条第1項及び第2項の規定により、実習施設等を変更する場合は変更の承認又は届出が必要であるが、今般の新型コロナウイルス感染症の影響による変更に限り、変更の承認又は届出に係る手続きや時期については、弾力的に取扱って差し支えないこと。

以上

**【参考】** 具体的な臨地実習の展開方法や事例等については、各看護教育団体のホームページに掲載されているため参考とすること。

- 日本看護学校協議会：  
[http://www.nihonkango.org/report/pdf/report\\_200622.pdf](http://www.nihonkango.org/report/pdf/report_200622.pdf)
- 全国保健師教育機関協議会：  
<http://www.zenhokyo.jp/work/doc/r2-iinkai-jishudaitai.pdf>
- 全国助産師教育協議会：  
<http://www.zenjomid.org/info/index.html#-20200615>

# 参 考 1

事 務 連 絡

令和 2 年 2 月 28 日

各

都道府県教育委員会  
指定都市教育委員会  
都道府県私立高等学校担当部局  
都道府県私立特別支援学校担当部局  
国公立大学  
都道府県衛生・医務主管部局  
都道府県介護福祉士・社会福祉士養成施設主管部局  
都道府県精神保健福祉士養成施設主管部局  
地方厚生（支）局健康福祉部

御中

文部科学省初等中等教育局  
文部科学省高等教育局  
厚生労働省医政局  
厚生労働省健康局  
厚生労働省医薬・生活衛生局  
厚生労働省社会・援護局  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部

新型コロナウイルス感染症の発生に伴う医療関係職種等の各学校、養成所  
及び養成施設等の対応について

新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、医療関係職種等の各学校、養成所及び養成施設（以下「学校養成所等」という。）に在学中の学生及び生徒（以下「学生等」という。）の修学等に不利益が生じることがないように、学校養成所の運営等について、下記のとおり取り扱うこととしました。

つきましては、国公立大学におかれましては適切に対応いただくとともに、各都道府県及び地方厚生（支）局におかれましては、内容について御了知の上、管内の学校養成所等に対して周知いただきますようお願いいたします。

なお、都道府県教育委員会におかれましては、管内の特別支援学校を所管する指定都市を除く、市町村教育委員会に対して、本事務連絡の内容について周知を行っていただくようお願いいたします。

【参考】

- ・新型コロナウイルス感染症について（厚生労働省ホームページ）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html)

- ・新型コロナウイルスに関する帰国者・接触者相談センター

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/covid19-kikokuyasessyokusya.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19-kikokuyasessyokusya.html)

- ・新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について（文部科学省ホームページ）

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/coronavirus/index.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/index.html)

- ・新型コロナウイルス感染症の対応について（内閣官房ホームページ）

[http://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel\\_coronavirus.html](http://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel_coronavirus.html)

## 記

### 1. 学校養成所等の運営に係る取扱い

- (1) 学校養成所等にあつては、新型コロナウイルス感染症の対応等により、実習中止、休講等の影響を受けた学生等と影響を受けていない学生等の間に、修学の差が生じることがないように配慮するとともに学生等に対して十分な説明を行うこと。
- (2) 学校養成所等にあつては、新型コロナウイルス感染症の影響により、教員の不足や施設・設備が確保できない等、十分な教育体制を整えることが困難な場合が生じることが想定される。

こうした学校養成所等においては、できる限り速やかに十分な教育体制を整備することが望ましいが、当面の間は、非常勤教員の確保や教室の転用・兼用等により、必要最低限の教育体制を整えることとして差し支えないこと。

- (3) 学校養成所等にあつては、新型コロナウイルス感染症の影響により実習施設の受け入れの中止等により、実習施設の変更が必要となることが想定される。

実習施設を変更する際には、あらかじめ当該変更に係る承認を受けることとされているが、今般の新型コロナウイルス感染症を受け迅速な対応が必要であることに鑑み、承認申請に係る時期については弾力的に取り扱って差し支えないこと。

実習施設の変更を検討したにもかかわらず、実習施設の確保が困難である場合には、年度をまたいで実習を行って差し支えないこと。なお、これらの方法によってもなお実習施設等の代替が困難である場合、実状を踏まえ実習に代えて演習又は学内実習等を実施することにより、必要な知識及び技能を修得することとして差し支えないこと。

### 2. 受験資格に係る取扱い

- (1) 今般の新型コロナウイルス感染症の対応により実習中止、休講等が生じ、授業の実施期間が例年に比べて短縮された場合であっても、当該学校養成所等において必要な単位もしくは時間を履修し、又は当該学校養成所等を必要な単位もしくは時間を履修して卒業（修了）した者については、従来どおり、各医療関係職種等の国家試験の受験資格が認められること。
- (2) 新型コロナウイルス感染症に関連する実習中止、休講等の対応を受けた学生等は、他の学生等より修業が遅れることが想定される。こうした場合であっても、当該学校養成所等において必要な単位もしくは時間を履修し、又は当該学校養成所等を必要な単位もしくは時間を履修して卒業（修了）した者については、従来どおり、各医療関係職種等の国家試験の受験資格が認められること。
- (3) (1)及び(2)の取扱いは、学校養成所等における教育内容の縮減を認めるものではないことから、学校養成所等にあつては、時間割の変更、補講授業、インターネット等を活用した学修、レポート課題の実施等により必要な教育が行われるよう、特段の配慮をお願いしたいこと。



### 3. 福祉系高校における教員の研修について

社会福祉士介護福祉士学校指定規則第8条第四号及び第五号に規定する文部科学大臣及び厚生労働大臣が別に定める基準第1項第二号に掲げる研修について、新型コロナウイルス感染症の影響により、今年度実施する研修の受入施設の確保が困難な場合等には、次年度において研修環境が整い次第、速やかに受講することも考えられること。

### 4. 本事務連絡の対象職種

本事務連絡において示した取扱いは、以下の医療関係職種等の国家試験の受験資格及び学校養成所等の運営等に適用すること。

- ・ 保健師
- ・ 助産師
- ・ 看護師
- ・ 准看護師
- ・ 歯科衛生士
- ・ 診療放射線技師
- ・ 歯科技工士
- ・ 臨床検査技師
- ・ 理学療法士
- ・ 作業療法士
- ・ 視能訓練士
- ・ 臨床工学技士
- ・ 義肢装具士
- ・ 救急救命士
- ・ 言語聴覚士
- ・ あん摩マッサージ指圧師
- ・ はり師
- ・ きゅう師
- ・ 柔道整復師
- ・ 管理栄養士
- ・ 栄養士
- ・ 調理師
- ・ 製菓衛生師
- ・ 社会福祉士
- ・ 介護福祉士
- ・ 精神保健福祉士
- ・ 公認心理師

なお、医師、歯科医師及び薬剤師の国家試験の受験資格については、学校教育法（昭和

22 年法律第 26 号) に基づく大学において、それぞれ、医学、歯学又は薬学の正規の課程（薬学にあつては学校教育法第 87 条第 2 項に規定するものに限る。以下「6 年制課程」という。）を修めて卒業した者に与えられるところであるが、大学の単位の認定等の弾力化に係る取扱いについては事務連絡（「児童生徒等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について（第二報）」（令和 2 年 2 月 25 日付け事務連絡））において示されており、これらに沿った運用がなされた正規の課程を卒業した者については、従来どおり、それぞれ、医師、歯科医師又は薬剤師の国家試験の受験資格が認められること。

また、薬剤師法の一部を改正する法律（平成 16 年法律第 134 号）附則第 3 条の規定に基づく受験資格の認定に当たっては、通知等において示されている取扱いに沿った運用により薬学の正規の課程を卒業した者、大学院の修士又は博士の課程を修了した者及び薬学実務実習を履修した大学において 6 年制課程に必要な科目の単位を修得した者については、薬剤師法の一部を改正する法律附則第 3 条の規定に基づく厚生労働大臣の認定に関する省令（平成 16 年厚生労働省令第 173 号）第 1 条第 1 項第 1 号から第 3 号までのそれぞれ該当する要件を満たすものとして取り扱われること。

【担当】 文部科学省 03-5253-4111（代表）

厚生労働省 03-5253-1111（代表）

[専門高校]

文部科学省初等中等教育局参事官（高等学校担当）付産業教育振興室

（内線：2383（助成係））

[特別支援学校]

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課

（内線：2003（指導係））

[大学・短期大学及び大学に付属する専修学校]

文部科学省高等教育局医学教育課

（保健師・助産師・看護師）（内線：2906（看護教育係））

（その他の職種）※（内線：3326（医療技術係））

※管理栄養士、栄養士、調理師、製菓衛生師及び公認心理師については、下記の厚生労働省健康局、厚生労働省医薬・生活衛生局、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部へ連絡すること。

[養成所・養成施設]

厚生労働省医政局

（保健師・助産師・看護師・准看護師）（内線：2594（看護課））

（救急救命士）（内線：2550（地域医療計画課））

（歯科衛生士・歯科技工士）（内線：4107（歯科保健課））

（その他の職種）（内線：2568（医事課））

厚生労働省健康局

(管理栄養士・栄養士・調理師)	(内線：2972 (健康課))
厚生労働省医薬・生活衛生局	
(製菓衛生師)	(内線：2972 (生活衛生・食品安全企画課))
厚生労働省社会・援護局	
(社会福祉士・介護福祉士)	(内線：2845 (福祉基盤課))
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部	
(精神保健福祉士)	(内線：3064 (精神・障害保健課))
(公認心理師)	

## 参 考 2

新型コロナウイルス感染症への対応のため、医療関係職種等の各学校、養成所及び養成施設等における実習等の授業の弾力的な取扱いの具体的な取組事例や個々の学生等の状況に応じた学修機会の確保等についてお知らせします。

事務連絡  
令和2年6月1日

各

都道府県教育委員会  
指定都市教育委員会  
都道府県私立高等学校担当部局  
都道府県私立特別支援学校担当部局  
国公立大学  
都道府県衛生・医務主管部局  
都道府県介護福祉士・社会福祉士養成施設主管部局  
都道府県精神保健福祉士養成施設主管部局  
地方厚生（支）局健康福祉部

御中

文部科学省初等中等教育局  
文部科学省高等教育局  
厚生労働省医政局  
厚生労働省健康局  
厚生労働省医薬・生活衛生局  
厚生労働省社会・援護局  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部

新型コロナウイルス感染症の発生に伴う医療関係職種等の各学校、養成所及び養成施設等の対応について

新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、医療関係職種等の各学校、養成所及び養成施設（以下「学校養成所等」という。）に在学中の学生及び生徒（以下「学生等」という。）の修学等に不利益が生じることがないように、学校養成所の運営等については、令和2年2月28日付事務連絡により、その取扱いを周知しているところです。他方、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）に基づく全都道府県に対する緊急事態宣言は5月14日以降順次解除され、学校養成所等でも授業等を再開される動きがあるところではありますが、引き続き慎重な対応を図っていくことが必要との観点から、学校養成所等における実習等の弾力的な運用の趣旨を改めて通知するとともに、学校再開の際にも十分に感染予防に留意しつつ進めるべきことをはじめとして、下記のとおり学校養成所等の運営等に関する留意事項をお知らせすることとしました。

つきましては、国公立大学におかれましては適切に対応いただくとともに、各都道府県及び地方厚生（支）局におかれましては、内容について御了知の上、管内の学校養成所等に対して周知いただきますようお願いいたします。

なお、都道府県教育委員会におかれましては、管内の特別支援学校を所管する指定都市を除く、市町村教育委員会に対して、本事務連絡の内容について周知を行っていただくようお願いいたします。

また、今後、各学校養成所等で行われている事例については、把握でき次第、随時紹介を行ってまいります。

なお、看護師等養成所における実習に関する追加の取扱いについては、別途、厚生労働省からお知らせいたします。

### 【参考】

- ・新型コロナウイルス感染症について（厚生労働省ホームページ）  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html)
- ・新型コロナウイルスに関する帰国者・接触者相談センター  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/covid19-kikokusyasessyokusya.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19-kikokusyasessyokusya.html)
- ・新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について（文部科学省ホームページ）  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/coronavirus/index.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/index.html)
- ・新型コロナウイルス感染症の対応について（内閣官房ホームページ）  
[http://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel\\_coronavirus.html](http://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel_coronavirus.html)

### 記

#### 1. 学校養成所等の運営に係る取扱い

(1) 学校養成所等にあつては、新型コロナウイルス感染症の対応等により、実習中止、休講等の影響を受けた学生等と影響を受けていない学生等の間に、修学の差が生じることがないように配慮するとともに学生等に対して十分な説明を行うこと。

(2) 学校養成所等にあつては、新型コロナウイルス感染症の影響により、教員の不足や施設・設備が確保できない等、十分な教育体制を整えることが困難な場合が生じることが想定される。

こうした学校養成所等においては、できる限り速やかに十分な教育体制を整備することが望ましいが、当面の間は、非常勤教員の確保や教室の転用・兼用等により、必要最低限の教育体制を整えることとして差し支えないこと。

(3) 学校養成所等にあつては、新型コロナウイルス感染症の影響により実習施設の受け入れの中止等により、実習施設の変更が必要となることが想定される。

実習施設を変更する際には、あらかじめ当該変更に係る承認を受けることとされてい

るが、今般の新型コロナウイルス感染症を受け迅速な対応が必要であることに鑑み、承認申請に係る時期については弾力的に取り扱って差し支えないこと。

実習施設の変更を検討したにもかかわらず、実習施設の確保が困難である場合には、年度をまたいで実習を行って差し支えないこと。なお、これらの方法によってもなお実習施設等の代替が困難である場合、実状を踏まえ実習に代えて演習又は学内実習等を実施することにより、必要な知識及び技能を修得することとして差し支えないこと。その際、学校養成所等は学生等に対し、代替的な学修の趣旨や狙い、到達目標等について十分に説明するよう留意願いたいこと。

- (4) 上記(3)の取扱いについては、当面の間、医療関係職種等の国家資格の養成施設として指定する規則に示された実習内容の変更に関する承認申請・届出は不要であるが、今後、実施結果について改めて調査を行うことがあり得るので、しっかりと整理されること。

なお、看護師等養成所における取扱いについては、別途、厚生労働省からお知らせいたします。

- (5) 今後、現在の状況が続くことも想定されることも踏まえ、学校養成所等においては、各資格の本旨に鑑み、可能な限り必要な科目（課目・教育内容）が受講できるよう実習や講義の実施方法を工夫されること。例えば、実習を行うに際しては、受講人数を分散させる、受講会場には一度に入れる人数を当該会場の規模に応じた適切な人数のみに絞るなど、感染リスクに配慮すること。

## 2. 受験資格に係る取扱い

- (1) 今般の新型コロナウイルス感染症の対応により実習中止、休講等が生じ、授業の実施期間が例年に比べて短縮された場合であっても、当該学校養成所等において必要な単位もしくは時間を履修し、又は当該学校養成所等を必要な単位もしくは時間を履修して卒業（修了）した者については、従来どおり、各医療関係職種等の国家試験の受験資格が認められること。

- (2) 新型コロナウイルス感染症に関連する実習中止、休講等の対応を受けた学生等は、他の学生等より修業が遅れることが想定される。こうした場合であっても、当該学校養成所等において必要な単位もしくは時間（実習が中止の場合、当該学校養成所等において実習に替わり得る学修として各学校養成所等で配当した単位もしくは時間を含む）を履修し、又は当該学校養成所等を必要な単位もしくは時間（実習が中止の場合、当該学校養成所等において実習に替わり得る学修として各学校養成所等で配当した単位もしくは時間を含む）を履修して卒業（修了）した者については、従来どおり、各医療関係職種等の国家試験の受験資格が認められること。

- (3) (1)及び(2)の取扱いは、学校養成所等における教育内容の縮減を認めるものではないことから、学校養成所等にあっては、時間割の変更、補講授業、インターネット等を活用した学修、レポート課題の実施等により必要な教育が行われるよう、特段の配慮をお願いしたいこと。

### 3. 学校養成所等におけるICTを活用した遠隔授業等について

遠隔授業の活用や授業の弾力的な取扱い等については、「令和2年度における大学等の授業の開始等について（通知）」（令和2年3月24日付元文科高第1259号）等、「学事日程等の取扱い及び遠隔授業の活用に係るQ&A」（令和2年5月22日付事務連絡）等及び「遠隔授業等の実施に係る留意点及び実習等の授業の弾力的な取扱い等について」（令和2年5月1日付事務連絡）等において示されており、学校養成所等においてもこれらを参考にされ、実施に際しては御留意いただきたいこと。

### 4. 実習等に関する各学校養成所等での実践事例等

既にいくつかの学校養成所等においては、以下のような取組が行われている、もしくは実施が予定されている。各学校養成所等で実施に向けた環境や課題が異なることは十分に考えられるが、適宜参照の上、対応いただきたいこと。

- (1) 三密を避けた状態での、シミュレーターを用いての基本手技の実習。
- (2) オンラインによる模擬実習（カンファランス、ミニ講義、手術や手技のビデオ供覧と解説、試問、レポート提出）。
- (3) オンラインによる臨床推論能力の養成を目的とする授業。
- (4) 研究棟や講義棟での電子カルテを用いた症例検討や動画視聴、シミュレーターによる技能学習（人数制限並びに部屋の換気等感染防止措置を実施。）。
- (5) 実習の臨床実習予習ノートを用いたe-Learningによる在宅学習（各実習の指導教員がメールでの質問へ回答）。
- (6) 事例データベースを作成し、事例データベースを基に、学内においてシミュレーション教育を実施。
- (7) 臨床実習指導者参加型遠隔指導システムを活用し、書面や動画を含めて臨床推論指導を実施。
- (8) 実習先講師を招聘し、実習先での状況や実習を行った時の対応など、通常より現場に近い授業演習を実施。
- (9) 臨地（病室、在宅、居室）と大学をオンライン接続し、以下の内容の学内実習を行う。
  - ・臨床実習への協力の同意を得た患者にオンラインで聴取する。
  - ・指導教員が収集した患者の日々の様子の映像情報を用いて、計画を策定する。
  - ・リアルタイムの患者の状況を確認・評価しながら、日々の計画を策定する。
  - ・学生が役割分担するなどにより、学内でのロールプレイを通じて技術を修得する。

### 5. 福祉系高校における教員の研修について

社会福祉士介護福祉士学校指定規則第8条第四号及び第五号に規定する文部科学大臣及び厚生労働大臣が別に定める基準第1項第二号に掲げる研修について、新型コロナウイルス感染症の影響により、今年度実施する研修の受入施設の確保が困難な場合等には、次年度において研修環境が整い次第、速やかに受講することも考えられること。

## 6. 本事務連絡の対象職種

本事務連絡において示した取扱いは、以下の医療関係職種等の国家試験の受験資格及び学校養成所等の運営等に適用すること。

- ・ 保健師
- ・ 助産師
- ・ 看護師
- ・ 准看護師
- ・ 歯科衛生士
- ・ 診療放射線技師
- ・ 歯科技工士
- ・ 臨床検査技師
- ・ 理学療法士
- ・ 作業療法士
- ・ 視能訓練士
- ・ 臨床工学技士
- ・ 義肢装具士
- ・ 救急救命士
- ・ 言語聴覚士
- ・ あん摩マッサージ指圧師
- ・ はり師
- ・ きゅう師
- ・ 柔道整復師
- ・ 管理栄養士
- ・ 栄養士
- ・ 調理師
- ・ 製菓衛生師
- ・ 理容師
- ・ 美容師
- ・ 社会福祉士
- ・ 介護福祉士
- ・ 精神保健福祉士
- ・ 公認心理師

なお、医師、歯科医師及び薬剤師の国家試験の受験資格については、学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学において、それぞれ、医学、歯学又は薬学の正規の課程（薬学にあつては学校教育法第87条第2項に規定するものに限る。以下「6年制課程」という。）を修めて卒業した者に与えられるところであるが、大学の単位の認定等の弾力化に係る取扱いについては「令和2年度における大学等の授業の開始等について（通知）」（令和2年3月24日付元文科高第1259号）において示されており、これらに沿った運



用がなされた正規の課程を卒業した者については、従来どおり、それぞれ、医師、歯科医師又は薬剤師の国家試験の受験資格が認められること。

また、薬剤師法の一部を改正する法律（平成 16 年法律第 134 号）附則第 3 条の規定に基づく受験資格の認定に当たっては、通知等において示されている取扱いに沿った運用により薬学の正規の課程を卒業した者、大学院の修士又は博士の課程を修了した者及び薬学実務実習を履修した大学において 6 年制課程に必要な科目の単位を修得した者については、薬剤師法の一部を改正する法律附則第 3 条の規定に基づく厚生労働大臣の認定に関する省令（平成 16 年厚生労働省令第 173 号）第 1 条第 1 項第 1 号から第 3 号までのそれぞれ該当する要件を満たすものとして取り扱われること。

【担当】 文部科学省 03-5253-4111 (代表)

厚生労働省 03-5253-1111 (代表)

[専門高校]

文部科学省初等中等教育局参事官 (高等学校担当) 付産業教育振興室  
(内線: 2383 (助成係))

[特別支援学校]

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課  
(内線: 2003 (指導係))

[大学・短期大学及び大学に付属する専修学校]

文部科学省高等教育局医学教育課  
(医師・歯科医師) (内線: 3306 (医学教育係))  
(薬剤師) (内線: 3326 (薬学教育係))  
(保健師・助産師・看護師) (内線: 2906 (看護教育係))  
(その他の職種) ※ (内線: 3326 (医療技術係))

※管理栄養士、栄養士、調理師、製菓衛生師、理容師、美容師及び公認心理師については、下記の厚生労働省健康局、厚生労働省医薬・生活衛生局、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部へ連絡すること。

[養成所・養成施設]

厚生労働省医政局  
(保健師・助産師・看護師・准看護師) (内線: 2594 (看護課))  
(救急救命士) (内線: 2550 (地域医療計画課))  
(歯科衛生士・歯科技工士) (内線: 4107 (歯科保健課))  
(その他の職種) (内線: 2568 (医事課))

厚生労働省健康局  
(管理栄養士・栄養士・調理師) (内線: 2972 (健康課))  
厚生労働省医薬・生活衛生局  
(製菓衛生師) (内線: 2492 (生活衛生・食品安全企画課))  
(理容師・美容師) (内線: 2437 (生活衛生課))

厚生労働省社会・援護局  
(社会福祉士・介護福祉士) (内線: 2845 (福祉基盤課))  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部  
(精神保健福祉士) (内線: 3064 (精神・障害保健課))  
(公認心理師) (内線: 3113 (精神・障害保健課))

## 参 考 3

医政看発 0910 第 4 号  
平成 27 年 9 月 1 日

都道府県看護主管部（課）長 殿

厚生労働省医政局看護課長

### 母性看護学実習及び小児看護学実習における臨地実習について

看護師等養成所における臨地実習については、「看護師等養成所の運営に関する指導ガイドライン」（平成 27 年 3 月 31 日付け医政発 0331 第 21 号厚生労働省医政局長通知）において、病院以外の施設も実習施設に含めることが出来ることを示すとともに、臨地実習を充実させるために、実践活動の場以外で行う学習の時間を、臨地実習に含めて差し支えないこととしている。また、実践活動外学習の具体例について、「臨地実習における実践活動の場以外で行う学習について」（平成 24 年 6 月 14 日付け厚生労働省医政局看護課事務連絡）で示している（別添 1）。

近年の学校養成所の増加や少子化の進展に伴い、特に母性看護学実習及び小児看護学実習について、実習施設確保が困難であり、より具体的な例示を求める看護師養成所もあることから、下記に臨地実習の取扱いを改めて周知するとともに、実習例を示すので、御了知の上、貴管内の養成所への周知をお願いしたい。なお、准看護師養成所における母子看護実習においても参考とされたい。

### 記

1. 母性看護学実習及び小児看護学実習の実習施設としては、病院以外にも、診療所、保育所、小学校、中学校、保健センター、社会福祉施設等を含めることが出来ること。
2. 具体的な例として、産科医療施設において実習を行わない場合の母性看護学実習の例と、病院の小児病棟において実習を行わない場合の小児看護学実習の例を示すので参考にさせていただきたいこと。（別添 2）
3. 実践活動外学習は、臨地実習を充実させることを目的としたものであることを踏まえつつ、臨地実習の時間を十分に確保した上で、その活用を推進していただきたいこと。

【照会先】医政局看護課

電話 03-5253-1111(内線 2595)  
担当 習田、佐山

事務連絡  
平成24年6月14日

各都道府県看護行政担当 御中

厚生労働省医政局看護課

### 臨地実習における実践活動の場以外で行う学習について

看護師等養成所における臨地実習については、実践能力を育成するためには、実習の事前準備や実習中あるいは実習後に振り返りを行うことが必要である等の観点から、平成23年3月に「看護師等養成所の運営に関する指導要領について」（平成13年1月5日付け健政発第5号厚生省健康政策局長通知）の一部を改正し、臨地実習を充実させるために実践活動の場以外で行う学習（以下「実践活動外学習」という。）の時間を臨地実習に含めて差し支えないこととし、併せて「看護師等養成所の運営に関する手引きについて」（平成13年1月5日付け看発第1号厚生省健康政策局看護課長通知）の一部を改正し、実践活動外学習を行う場合には、各看護師等養成所が学習の目的、内容及び時間数を実習指導要綱等で明確にすることとしました。

上記通知の改正以降、実践活動外学習について、その具体例の提示を求める看護師等養成所もあることから、実践活動外学習を臨地実習に含めて差し支えないと考えられるものを下記のとおり示しますので、御了知いただくとともに、貴管内の養成所への周知に関して御協力をお願いします。

なお、実践活動外学習は、あくまで臨地実習を充実させることを目的としたものであり、教育の質の担保という観点からも、実践の場における学習時間を十分に確保した上で、その目的を明確にし、計画的に行う必要があることを申し添えます。

### 記

- ・ 実習内容に関連する施設等の見学
- ・ 実習を円滑に行うためのオリエンテーション
- ・ 臨地実習に関連したカンファレンス
- ・ 実習で提供する看護のエビデンスを確認するための文献検索
- ・ 患者に合わせた技術を提供するための演習
- ・ 機会が限られていることから、全員が体験することが困難な事象についての一部ビデオ等の活用

**1. 産科医療施設において実習を行わない場合の母性看護学実習2単位 (3週間/90時間) の例****<第1週> 実践活動外の学内実習**

紙上事例を用いたシミュレーション実習で、周産期における看護と看護技術を学ぶ。

各シミュレーションにおいて詳細な事例を準備する。学生は紙上事例において一連の看護過程を展開する。その一部として、立案した看護計画に沿って、モデル人形等を用いて看護を実践する。

**【学内学習の内容】**

使用器具、模型等	学習方法
妊婦ジャケット 妊婦腹部触診モデル人形	紙上事例に添って、学生が相互に妊婦役を務め、妊婦に対する適切な看護を学ぶ。
分娩期の経過に関するビデオ	ビデオを用いて、分娩期の経過や陣痛などの特徴を理解し、産婦に対する適切な看護を学ぶ。
母乳育児相談に関するビデオ 乳房マッサージ訓練モデル	ビデオを用いて、授乳の介助等、産じょく初期の看護や指導の技術を学ぶ。
沐浴に関するビデオ 沐浴用人形 沐浴槽	ビデオを用いて、新生児の沐浴について理解する。また、新生児（出生1～5日）の紙上事例に添って沐浴を行い、新生児に対する適切な看護を学ぶ。

**<第2週> 臨地実習**

- ・ 小学校、中学校において、ピアグループを活用した性教育に参加し、思春期を対象とした人間の性と生殖に関する健康教育について学ぶ。
- ・ 婦人科外来において、多様なライフサイクルにある女性の理解と必要な看護について学ぶ。

**<第3週> 臨地実習**

- ・ 市町村保健センターで、母親学級や両親学級、乳幼児健康診査に参加し、地方公共団体における母性及び家族への支援について学ぶ。
- ・ 子育て支援施設等で、地域住民向け育児サロンに参加し、母子やその家族の健康な生活と看護の役割について学ぶ。

## 2. 小児病棟において実習を行わない場合の小児看護学実習2単位(3週間/90時間)の例

### <第1週> 臨地実習と実践活動外の学内実習

#### 臨地実習(3日間)

保育所において、乳幼児の成長発達に合わせた遊びや生活を理解し、健康な小児及び家族への支援について学ぶ。

#### 学内実習(2日間)

健康問題がある小児とその家族に対する看護について、効果的に臨地実習で学ぶために、学内において実践活動外学習を行う。

#### 【学内学習の内容】

使用器具、模型等	学習方法
障害児のコミュニケーションに関するビデオ学習	ビデオを用いて、コミュニケーションをとることが難しい場合の様々なコミュニケーション技術や実際のかかわり、遊び等について学び、適切な看護を理解する。
健康問題をもつ小児と家族に関する文献やビデオ (例) 小児がんで子供を亡くした親の家族会の活動記録や体験記、難病をもつ小児の生活に関する記録等	文献やビデオを用いて、健康問題をもつ小児と家族やその周辺に与える影響を学び、小児看護学における包括的な看護を理解する。

### <第2週> 臨地実習

障害児入所支援を行う医療機関や施設において、対象の特徴を理解し、個別性を考慮した看護について学ぶ。

### <第3週> 臨地実習

小児外来(病院もしくは診療所)において、健康問題がある小児とその家族に及ぼす影響を把握し、適切な看護について学ぶ。

## 参 考 4

事 務 連 絡  
平成23年4月 5日

各都道府県教育委員会教育長  
各都道府県私立高等学校担当部局長  
各国公私立大学長  
各地方厚生（支）局健康福祉部

文部科学省初等中等教育局  
文部科学省高等教育局  
厚生労働省医政局  
厚生労働省医薬食品局

東日本大震災の発生に伴う医療関係職種の受験資格及び学校養成所の運営等に係る取扱いについて

東日本大震災の発生に伴い、学校に対しては「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震における被災地域の児童生徒等の就学機会の確保等について」（平成23年3月14日付け文部科学副大臣通知 [http://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/23/03/1303644\\_1537.html](http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/23/03/1303644_1537.html)）及び「東北地方太平洋沖地震により被災した学生等への配慮等について」（平成23年3月14日付け文部科学副大臣通知 [http://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/23/03/1303623.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/23/03/1303623.htm)）並びに関係する事務連絡（以下「通知等」という。）により、養成所に対しては「東北地方太平洋沖地震の発生に伴う各養成施設等の対応について」（平成23年3月23日付け厚生労働省大臣官房地方課・医政局・健康局・医薬食品局食品安全部・雇用均等・児童家庭局・社会・援護局事務連絡。以下「連名事務連絡」という。）により、被災した受験生及び学生等が入学、修学、資格取得等において不利益を被ることのないよう、特段の配慮をお願いしたところです。今般、震災の影響にかんがみ、医療関係職種の受験資格及び学校養成所の運営について、通知等及び連名事務連絡の趣旨も踏まえて下記のとおり取り扱うこととしました。

つきましては、各学校におかれましては適切に対応いただくとともに、

各都道府県及び厚生局におかれましては、管内の各学校養成所に対し、この旨周知いただきますようお願いいたします。

## 記

### 1. 受験資格に係る取扱い

(1) 今般の震災の影響により、被災した地域の学校養成所のみならず、計画停電等の影響にかんがみ、平成 23 年度の始業時期を予定より遅らせる学校養成所が多数あるものと聞き及んでいる。

今般の震災への対応により、授業の実施期間が例年に比べて短縮された場合であっても、当該学校養成所において必要な単位を履修し、又は当該学校養成所を必要な単位を履修して卒業した者については、今後、各医療関係職種 of 国家試験（准看護師にあつては各都道府県が行う試験。以下同じ。）の受験資格が認められること。

(2) 被災した地域に関わりのある学生については、年度当初の休学等により、他の学生より修業が遅れることが想定される。

こうした場合であっても、当該学校養成所において必要な単位を履修し、又は当該学校養成所を必要な単位を履修して卒業した者については、今後、各医療関係職種 of 国家試験の受験資格が認められること。

(3) (1) 及び (2) の取扱いは、各学校養成所における教育内容の縮減を認めるものではないことから、各学校養成所にあつては、時間割の変更、補講授業、インターネット等を活用した学修、レポート課題の実施等により必要な教育が行われるよう、特段の配慮をお願いしたいこと。

### 2. 学校養成所の運営に係る取扱い

(1) 被災した地域の学校養成所にあつては、震災の影響により、教員の不足や施設・設備の破損等、十分な教育体制を整えることが困難な場合が生じることが想定される。

こうした学校養成所においては、できる限り速やかに十分な教育体制を整備することが望ましいが、当面の間は、非常勤教員の確保や教室の転用・兼用等により、必要最低限の教育体制を整えることとして差し支えないこと。



(2) 被災した地域の学校養成所にあつては、震災の影響により実習施設の変更が必要となることが想定される。

実習施設の変更を検討した結果、実習施設を変更する際には、あらかじめ当該変更に係る承認を受けることとされているが、突発的な震災を受けた対応であることにかんがみ、承認申請に係る時期については弾力的に取り扱って差し支えないこと。

なお、実習施設の変更を検討したにもかかわらず、なお実習施設の確保が困難である場合には、実習に係る時間の一部について、実習に代えて演習又は学内実習等を実施することにより、必要な知識及び技能を修得することとして差し支えないこと。

(3) 助産師の学校養成所においては、実習中分べんについて、学生1人につき10回程度行わせることとしているが、被災した地域の助産師学校養成所にあつては、分べん数の確保が困難である場合、学生が2人1組で実習を行うなど、弾力的に実施して差し支えないこと。

### 3. 本事務連絡の対象職種

本事務連絡において示した取扱いは、以下の医療関係職種に係る受験資格及び学校養成所の運営に適用すること。

- ・ 保健師
- ・ 助産師
- ・ 看護師
- ・ 准看護師
- ・ 歯科衛生士
- ・ 診療放射線技師
- ・ 歯科技工士
- ・ 臨床検査技師
- ・ 理学療法士
- ・ 作業療法士
- ・ 視能訓練士
- ・ 臨床工学技士
- ・ 義肢装具士
- ・ 救急救命士
- ・ 言語聴覚士
- ・ あん摩マッサージ指圧師

- ・ はり師
- ・ きゅう師
- ・ 柔道整復師

なお、医師、歯科医師及び薬剤師の国家試験の受験資格については、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に基づく大学において、それぞれ、医学、歯学又は薬学の正規の課程（薬学にあつては学校教育法第 87 条第 2 項に規定するものに限る。以下「6 年制課程」という。）を修めて卒業した者に与えられるところであるが、大学の単位制度の運用の弾力化等に係る取扱いについては通知等において示されており、これらに沿った運用がなされた正規の課程を卒業した者については、受験資格が認められること。

また、薬剤師法の一部を改正する法律（平成 16 年法律第 134 号）附則第 3 条の規定に基づく受験資格の認定に当たっては、通知等において示されている取扱いに沿った運用により薬学の正規の課程を卒業した者、大学院の修士又は博士の課程を修了した者及び薬学実務実習を履修した大学において 6 年制課程に必要な科目の単位を修得した者については、薬剤師法の一部を改正する法律附則第 3 条の規定に基づく厚生労働大臣の認定に関する省令（平成 16 年厚生労働省令第 173 号）第 1 条第 1 項第 1 号から第 3 号までのそれぞれ該当する要件を満たすものとして取り扱われること。

【担当】 文部科学省 03-5253-4111（代表）  
厚生労働省 03-5253-1111（代表）

[高等学校専攻科]

文部科学省初等中等教育局児童生徒課産業教育振興室  
（内線：2380（助成係））

[特別支援学校]

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課  
（内線：2003（指導係））

[大学・短期大学・大学に付属する専修学校]

文部科学省高等教育局医学教育課  
（保健師・助産師・看護師）（内線：2380（看護教育係））  
（その他の職種）（内線：3326（医療技術係））

[専修学校]

厚生労働省医政局

(看護職員)	(内線：2595 (看護課))
(救急救命士)	(内線：2550 (指導課))
(歯科衛生士・歯科技工士)	(内線：4141 (歯科保健課))
(上記以外の職種)	(内線：2568 (医事課))